平成２８年（フ）第４０８号
東京都小平市小川町２丁目1351番地の１シャトルアオキ105号
債務者　松島由美子（旧姓網野）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１０６２号
千葉市若葉区千城台北２丁目６番12号
破産者　石井　秀和
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５４０号
神戸市中央区元町通３丁目17番11号
破産者　株式会社工研設計
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１号
兵庫県美方郡香美町香住区香住1408番地の１
破産者　株式会社中川組
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第４１３号
京都市南区久世中久世町３丁目73番地の１
破産者　株式会社梵天社
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１９６４号
名古屋市港区港陽３丁目６番20号
破産者　永田　正之
1　破産債権の届出期間　平成28年６月８日まで
2　一般調査期日　平成28年７月12日午後２時40分
平成28年５月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８２５号
奈良県橿原市木原町164番地の２　シャトレ木原2103号室、開始決定時大阪府東大阪市荒本北１－３－11－303
破産者　北山　英孝
1　破産債権の届出期間　平成28年６月10日まで
2　一般調査期日　平成28年７月11日午後２時30分
平成28年５月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１号
秋田県能代市字下内崎40番地26
破産者　藤井　良太
1　破産債権の届出期間　平成28年６月13日まで
2　一般調査期日　平成28年７月７日午後２時
平成28年５月12日　秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第１６５４号
大阪府茨木市高浜町３番５号、前住所兵庫県西宮市北六甲台５丁目11番１号
破産者　株式会社サプライ
1　破産債権の届出期間　平成28年６月13日まで
2　一般調査期日　平成28年７月14日午後２時30分
平成28年５月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７３号
大阪府茨木市宮島１丁目１番１号
破産者　株式会社北部東促
1　破産債権の届出期間　平成28年６月13日まで
2　一般調査期日　平成28年９月８日午後２時
平成28年５月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０３号
愛知県春日井市妙慶町２丁目８番地　妙慶ハイツ201号、従前の住所愛知県知多郡武豊町字平井７丁目68番地
破産者　稲葉みず穂（旧姓新海）
1　破産債権の届出期間　平成28年６月17日まで
2　一般調査期日　平成28年８月31日午後２時30分
平成28年５月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９５７号
大阪府摂津市鳥飼本町５丁目12番48－202号フェアリー・コート、前住所大阪府高槻市西面中１丁目６番11号
破産者　平　　弘二
1　破産債権の届出期間　平成28年６月17日まで
2　一般調査期日　平成28年７月25日午後２時30分
平成28年５月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４８号
香川県高松市多肥上町1813番地１
破産者　佐藤　　隆
1　破産債権の届出期間　平成28年６月23日まで
2　一般調査期日　平成28年８月４日午前10時
平成28年５月12日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６２２号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目16番地（８－604）、前住所大阪府枚方市伊加賀北町８番１－1002号
破産者　越野　重範
1　破産債権の届出期間　平成28年６月24日まで
2　一般調査期日　平成28年７月25日午後２時
平成28年５月11日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第１８５０号
大阪市西区江戸堀１丁目23番19号
破産者　株式会社ユージック
異議申述期間　平成28年６月30日まで
平成28年５月12日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７９号
千葉県茂原市千町1657番地５
破産者　橋本　素明
免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
平成28年５月11日
千葉地方裁判所一宮支部破産係

免責許可決定

平成２７年（フ）第７１号
長野県茅野市玉川1459番地５　フレグランスＫＥＮ101号
破産者　矢﨑　　徹
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２０１３号
東京都中央区八丁堀４丁目１番３号宝町ＴＡＴＳＵＭＩビル５階Ａ岩崎法律事務所内
清算株式会社　株式会社メガネセンター
代表清算人　岩崎　　晃
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第２０３４号
東京都練馬区下石神井１丁目１番43－212号
清算株式会社　株式会社小林商店
代表清算人　小林　　進
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部